

丹波市下水道事業における
受益者負担金・分担金制度のあり方について
(諮問)

1. 受益者負担金制度とは

受益者負担金制度とは

…下水道施設の**整備費の一部**を利益を受ける方に負担してもらう制度

下水道事業により公共下水道が整備されると、

- ① その整備により特定の地域について環境が改善され、利便性・快適性が大きく向上する
- ② 結果として、その地域の土地の資産価値が増加する
- ③ 加えて、利益を受ける者の範囲が明確である

などの理由から「受益者負担金制度」が採用されている。

受益者とは…

土地の所有者・建物の所有者・居住者（使用者）など
下水道整備により利益を受ける方で、負担金を納める方です



2. 受益者負担金と分担金の法的根拠

根拠となる法令に違いがあるが、目的は同じ。

受益者負担金等	法的根拠	条 文
受益者負担金	都市計画法第75条	国・都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度によって、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。
分担金	地方自治法第224条	普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において分担金を徴収することができる。

3. 丹波市における受益者負担金の現状

受益者負担金は、**面積制**と**単位制**の地域があり金額も異なる。

- ・ **面積制**…土地の面積に 1 m²あたりの単価を乗じて算定
- ・ **単位制**…一般家庭を 1 単位とし、事業所等は用途別に単位数を算定

	地 域	負担金額
面積制	柏原地域 氷上地域の一部	柏原地域 600円／m ²
		氷上地域（公共） 740円／m ²
		氷上地域（特環） 970円／m ²
単位制	氷上地域の一部 春日・山南・市島地域	42万円／単位

4. 受益者負担金制度の変遷

昭和30年代～40年代前半	賦課額は 事業費の3分の1ないし5分の1程度 とする
昭和40年代後半	受益者負担金の額の決定に当たっては、 末端管渠の整備との関連を配慮することが必要
昭和50年代～60年代	負担金の総額の決定に当たっては、例えば 建設費の末端管渠整備費相当額を目途とする ことなどが適当
平成初期 (下水道整備が農村地域へ拡大)	地域の実情に応じた賦課制度 をそれぞれの自治体が制定 (住宅1戸あたり、公共ます1個あたり、世帯人数割、水道口径別)

5. 下水道事業にかかる加入負担金（合併協議会資料のまとめ）

	柏原町	氷上町	春日町	山南町	市島町
面積制	公共・特環 600円／㎡	公共 740円／㎡ 特環 970円／㎡	—	—	—
単位制	—	（氷上西・朝阪・柿 柴東・下油利） 420,000円 （鴨内・日比宇） 360,000円 （井中・御油） 400,000円 （氷上東・氷上南・ 氷上北） 未定	（黒井・野上野・春 日西部・春日部北・ 国領中央・大路） 300,000円 （棚原） 250,000円 （春日部西・野村） 350,000円	（小川） 400,000円 （和田南） 274,000円 （太田久下・和 田・谷川・草部・ 南中）350,000円 （和田西） 300,000円	（竹田・吉見） 200,000円 （川東） 350,000円 （美和西・鴨庄・ 前山・美和東） 160,000円

6.課題①～暫定条例～

面積制の地域の受益者負担金については、合併前の条例を暫定条例として丹波市に引き継いだ。

対象の地域は、下水道の供用を開始した合併以前に受益者負担金を賦課済であり、当時すぐに宅地になる予定がなかった農地等は、徴収を猶予した。

現在は、徴収を猶予した農地等の宅地化にともない、受益者負担金を徴収している。

- ・ 丹波市下水道事業受益者負担に関する条例
- ・ 柏原町都市計画下水道事業受益者負担金条例（暫定条例）
- ・ 氷上町公共下水道事業受益者負担金等徴収条例（暫定条例）

7.課題②～負担の格差 事例 1～

市内に一般住宅を新築する場合、地域間で負担に格差が生じる。

例) 380㎡の土地 (※) に一般住宅を建築する時

【面積制】

柏原地域

$$380\text{㎡} \times 600\text{円} / \text{㎡} = \mathbf{228,000\text{円}}$$

氷上地域 (公共) の一部

$$380\text{㎡} \times 740\text{円} / \text{㎡} = \mathbf{281,200\text{円}}$$

氷上地域 (特環) の一部

$$380\text{㎡} \times 970\text{円} / \text{㎡} = \mathbf{368,600\text{円}}$$

【単位制】

氷上地域の一部

1 単位 420,000円

春日・山南・市島地域

(※) R5年度の一般住宅を建築する受益地面積の平均

7.課題②～負担の格差 事例 2～

市内に飲食店を新築する場合、地域間で負担に格差が生じる。

例) 330㎡の土地 (※) に用途：飲食店 (延べ床面積100㎡) を建築する時

【面積制】

柏原地域

$$330\text{㎡} \times 600\text{円} / \text{㎡} = \mathbf{198,000\text{円}}$$

氷上地域 (公共の一部)

$$330\text{㎡} \times 740\text{円} / \text{㎡} = \mathbf{244,200\text{円}}$$

氷上地域 (特環の一部)

$$330\text{㎡} \times 970\text{円} / \text{㎡} = \mathbf{320,100\text{円}}$$

【単位制】

氷上地域の一部

11単位 2,520,000円

春日・山南・市島地域

(※) R5年度の飲食店を建築する受益地面積の平均

8.制度の見直しにあたっての留意事項

- ✓ 下水道の面整備（下水道本管が布設され、公共ますの設置が可能となること）は概ね完了している。
- ✓ 管路工事の大半は、公共ますの設置及び本管からの取出し工事である。
- ✓ 公共ますの設置が、当該土地の資産価値に及ぼす影響が小さい。
- ✓ 喫茶店を併設した本屋や事務所など、建物の用途が複合化し単位数を決定する作業が難しくなっている。
- ✓ 農地等猶予地の管理や分筆・合筆の把握が年々難しくなっている。

9.議論の方向性

- ①暫定条例は廃止し、条例の一本化を図る。
- ②地域間の負担の格差をなくし、市内で統一した負担とする。
※面積制・単位制の統一が可能かどうか検討
- ③市民にわかりやすい制度とする。
- ④事務負担や賦課漏れリスクの軽減を図る。